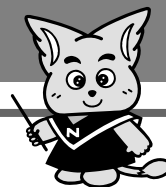


国民年金だより



年金受給者の皆様へ

「年金額改定通知書と年金振込通知書と併せた通知書」が送付されます

国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金の支払いは、年6回偶数月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)に、それぞれの前2ヶ月分が支払われますが、その年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」の送付は、毎年6月(年1回)に送付しています。※支払額が変更となった場合には、改めて送付されます。

今回、平成24年度の年金額改定が行われたことから、改定後の年金額も併せてお知らせしております。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします

平成24年度年金額

老齢基礎年金・・・786,500円(満額)

- 20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた機関や保険料を免除された期間などが、原則25年(300月)あることが必要です。

障害基礎年金・・・983,100円(1級) 786,500円(2級)

- 国民年金加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金・・・1,012,800円(子供が1人いる妻の場合)

(基本額：786,500円 + 子1人の加算額：226,300円)

- 国民年金加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。※子は18歳到達年度の末日(障害がある場合は20歳まで)となります。

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日や死亡された日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です。

タクシー利用料金を助成します

昨年度に引き続き、高齢者の方々に自動車の運転が出来ない方や、公共交通機関の利用が困難な方等の日常生活の利便を図ることを目的に、タクシー利用料金の一部を助成する事業を行っています。申請は随時受付ています。

1. 実施期間 平成25年3月31日まで

2. 助成対象要件 (以下の①～⑤全てに該当する方が対象となります。)

- ①65歳以上の方
- ②町内に住所を有する者でかつ在宅で生活を営む方
- ③自家用車で移動が困難な方(次のいずれかに該当する方)
 - ・自動車運転免許証がない方
 - ・自動車を所有していない方
 - ・自動車を所有しているが利用出来ない理由がある方
- ④公共交通機関である駅又はバス停から1キロメートル以上離れた場所に住まわれている方
- ⑤病院、役場、最寄り駅までのタクシー利用料金が1,000円を超える場所に住まわれている方